

## 憲法基礎演習

担当：柳瀬 昇

### 5 【この演習の進め方】

毎回、事前に、最高裁判所の判決文の抜粋（2,000～10,000 文字程度）を読み、事実の概要、下級裁判所の判断、憲法上の論点、各論点についての最高裁判所の判断をまとめ、ワークシートを作成し、提出する（授業時間中に手もとに置いておくことよいのでコピーをとっておくことを勧める）。また、2、3 人程度のグループを作り、輪番制で、これらを報告する。

- 10 授業時間中は、これを踏まえて、他の学生とともに議論を行う。第 15 回の授業の際に、期末レポートに代えて、自分の担当した回以外の最も関心をもった回のワークシートを再度作成し提出する。

#### 〈予習〉

- 15 ① 教科書（柳瀬昇『教育判例で読み解く憲法〔第 2 版〕』（学文社、2021 年））の指定された部分を読む  
② 教材（最高裁判所の判決文の抜粋）を読む  
③ ワークシートに、各回の判例の（1）事実の概要、（2）下級裁判所の判断、（3）憲法上の論点（複数あることもある）と各論点についての最高裁判所の判断をまとめる（（1）・  
20 （2）については、教材から読み取れる情報だけでもかまわない）  
→ 授業時間に提出する（自分用にコピーをとっておくとよい）

#### 〈授業時間中〉

※ 教科書と六法を必ず持参する（自分のワークシートのコピーは参照してもよい）

- ④ 各回の担当者（2、3 人程度のグループ）が上記（1）～（3）を 15 分程度で報告する  
25 ⑤ 学生全員で各回の判例の憲法上の意義などを議論する

### 【成績評価の方法】

- 30 毎回提出するワークシート、報告、授業時間中の議論への貢献、最終レポート（自分の担当回以外のワークシートを再度作成し、最終回の講義の際に提出する；もし提出されなかった場合には、それまでの回に提出されたもののうち（報告を担当した回を除く）最も優れたものを二重に評価する）

### 【授業担当者へのアクセス】

- 35 講義の内容に関する質問や学生生活上の相談については、授業期間中の火曜日（12 時 20 分～12 時 50 分）に研究室で対応する。授業担当者の研究室は、本館 8 階 1810 号室である。他の用務のためオフィスアワーを中止することがあるため、確実に時間を確保したい場合には、電子メール（[yanase.noboru@nihon-u.ac.jp](mailto:yanase.noboru@nihon-u.ac.jp)）で事前に連絡をとることをすすめる。メールを送る際には、文中に、学籍番号、氏名、受講科目名を必ず明記する。

## 【授業計画】

### 第1回 憲法判例の読み方

はじめに、この演習の進め方について説明する。次に、憲法判例の読み方、判例集・判例データベースの使用方法、判例の評釈の探し方などを解説する。

### 5 第2回 学問の自由と大学の自治

教科書第8章(102-109頁)を読んだうえで、配布教材(東大ポポロ事件最高裁判決(最大判昭和38年5月22日刑集17巻4号370頁))を読み、事実の概要、下級裁判所の判断、憲法上の論点、各論点についての最高裁判所の判断をまとめる方法を実習する(あくまで実習なので、この回については、学生による報告とワークシートの提出は求めない)。

### 10 第3回 人権の享有主体性

教科書26-27頁を読んだうえで、配布教材(マクリーン事件最高裁判決(最大判昭和53年10月4日民集32巻7号1223頁))を読み、事実の概要、下級裁判所の判断、憲法上の論点、各論点についての最高裁判所の判断をまとめ、人権の享有主体性について議論する。

### 第4回 公務員の人権

15 教科書第2章(28-36頁)を読んだうえで、配布教材(猿払事件最高裁判決(最大判昭和49年11月6日刑集28巻9号393頁))を読み、事実の概要、下級裁判所の判断、憲法上の論点、各論点についての最高裁判所の判断をまとめ、公務員の人権について議論する。

### 第5回 憲法の私人間効力

20 教科書第1章(16-25頁)を読んだうえで、配布教材(三菱樹脂事件最高裁判決(最大判昭和48年12月12日民集27巻11号1536頁))を読み、事実の概要、下級裁判所の判断、憲法上の論点、各論点についての最高裁判所の判断をまとめ、憲法の私人間効力について議論する。

### 第6回 プライバシーの権利

25 教科書第4章(38-47頁)を読んだうえで、配布教材(住基ネット訴訟最高裁判決(最判平成20年3月6日民集62巻3号665頁))を読み、事実の概要、下級裁判所の判断、憲法上の論点、各論点についての最高裁判所の判断をまとめ、プライバシーの権利について議論する

### 第7回 法の下での平等

30 教科書128頁を読んだうえで、配布教材(尊属殺人罪重罰規定違憲訴訟最高裁判決(最大判昭和48年4月4日))を読み、事実の概要、下級裁判所の判断、憲法上の論点、各論点についての最高裁判所の判断をまとめ、法の下での平等について議論する。

### 第8回 思想・良心の自由

35 教科書第4章(62-71頁)を読んだうえで、配布教材(起立斉唱訴訟最高裁判決(最判平成23年5月30日民集65巻4号1780頁))を読み、事実の概要、下級裁判所の判断、憲法上の論点、各論点についての最高裁判所の判断をまとめ、思想・良心の自由について議論する。

#### 第9回 信教の自由と政教分離

教科書第5章(72-81頁)を読んだうえで、配布教材(津地鎮祭事件最高裁判決(最大判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁))を読み、事実の概要、下級裁判所の判断、憲法上の論点、各論点についての最高裁判所の判断をまとめ、信教の自由と政教分離について議論する。

#### 第10回 表現の自由と検閲の禁止

教科書第6章(82-91頁)を読んだうえで、配布教材(税関検査事件最高裁判決(最大判昭和59年12月12日民集38巻12号1308頁))を読み、事実の概要、下級裁判所の判断、憲法上の論点、各論点についての最高裁判所の判断をまとめ、表現の自由と検閲の禁止について議論する。

#### 第11回 集会・結社の自由

教科書第7章(92-101頁)を読んだうえで、配布教材(泉佐野市民会館事件最高裁判決(最判平成7年3月7日民集49巻3号687頁))を読み、事実の概要、下級裁判所の判断、憲法上の論点、各論点についての最高裁判所の判断をまとめ、集会・結社の自由について議論する。

#### 第12回 職業選択の自由

教科書第9章(110-118頁)を読んだうえで、配布教材(薬事法事件最高裁判決(最大判昭和50年4月30日民集29巻4号572頁))を読み、事実の概要、下級裁判所の判断、憲法上の論点、各論点についての最高裁判所の判断をまとめ、職業選択の自由について議論する。

#### 第13回 生存権の法的性格

教科書第10章(120-129頁)を読んだうえで、配布教材(堀木訴訟最高裁判決(最大判昭和57年7月7日民集36巻7号1235頁))を読み、事実の概要、下級裁判所の判断、憲法上の論点、各論点についての最高裁判所の判断をまとめ、生存権の法的性格について議論する。

#### 第14回 選挙権の法的性格

教科書139頁を読んだうえで、配布教材(在外国国民選挙権訴訟最高裁判決(最大判平成17年9月14日民集59巻7号2087頁))を読み、事実の概要、下級裁判所の判断、憲法上の論点、各論点についての最高裁判所の判断をまとめ、選挙権の法的性格について議論する。

#### 第15回 総括

最終レポート(自分の担当回以外のワークシートを再度作成する)を提出する。

## 第1回 憲法判例の読み方

### 1. 憲法判例の読み方

5 この演習では、毎回、(1) 事実の概要、(2) 下級裁判所の判断、(3) 憲法上の論点と各論点についての最高裁判所の判断（単に「判旨」ということもある）をまとめてもらう。事実の概要と下級裁判所の判断は、判決文の前半部分にまとめられていることが多い（が、そうでない場合もある）。

10 判決文を読む際にまず注意すべきなのは、どのような事件であるのかということである。民事事件であれば、原告は誰で被告は誰で、原告の請求の内容は何なのか、刑事事件であれば、被告人のどのような行為が何罪で起訴されているのか、である。

憲法判例であれば、必ず、日本国憲法の何らかの条文に関係しているはずである。どの法律が、あるいはどの国家行為が誰の何の人権を侵害しているのか、などを明らかにする。

15 そして、それが最高裁判所の判決であれば、下級裁判所（第1審・控訴審）がどのような理由でどのように判断をしたのか、控訴・上告したのは誰であり、その理由は何かである。最高裁判所の判例は、原則として、上告理由に呼応するように書かれている。

### 2. 判例集・判例データベースの使用方法

20 紙媒体で探すには、図書館に行き、最高裁判所民事判例集（民集）、最高裁判所刑事判例集（刑集）、判例時報（判時）、判例タイムズ（判タ）などを手に取り、必要な箇所をコピーする。

学内のネットワーク環境において、図書館のウェブサイトの「電子書籍・電子ジャーナル・データベース」（[https://www.law.nihon-u.ac.jp/library/web\\_journal.html](https://www.law.nihon-u.ac.jp/library/web_journal.html)）から、「Westlaw Japan」、「D1-Law.com」または「LEX/DB インターネット」（TKC 法律情報データベース）にアクセスする。

25

### 3. 判例の評釈の探し方

判例データベースの各判例の書誌情報で調べるのが最も容易である。例えば、「LEX/DB インターネット」の「評釈等所在情報」の部分に挙げられている文献を、図書館等で集めてコピーをとる。

30